

はつらっ レポート

NO.166 2018年11月15日号
発行責任者：若林裕子



政治は生活を豊かにするツール

八王子・生活者ネットワーク

2名の女性議員をもつ
ローカルパーティー（地域政党）

〒192-0066 東京都八王子市本町3-4TRYビル3階 HP: hachiouji.seikatsusha.me
TEL: 042-623-8802 FAX: 042-627-4507 mail: hachiouji-net@nifty.com

生活者ネットワーク
3つのルール

- 1 議員は2期8年でローテーション
- 2 議員報酬は市民の政治活動資金に
- 3 選挙はカンパとボランティアで

2019年
市議会議員
選挙にむけて

2人の擁立を決定しました

2期目に
挑戦！



市議会議員
前田よし子
ままだ 佳子



<http://maedayoshiko.seikatsusha.me/>

議会の中も多様性！2期目も市民感覚で！

今社会の中で問題になっている、子ども、高齢者、障がい者への虐待、若者の引きこもり、いじめ、DVやセクハラ、パワハラ、貧困…これらの根本的な原因は「生きづらい社会」にあるのではないのでしょうか。自分らしく生きられる社会に少しでも近づけるために、まず、私自身が議場という「公式の、神聖な」場で、自分らしく議員の仕事をする事だと思っています。わかったふりをしてやり過ぎたり、型にはまって静かにしているのではなく、心と体が感じるままに、違和感を言葉にしていきます。議場の雰囲気や、今までの常識や慣例に負けない小さな「勇気」を持って。

市議会議員 前田よし子

<前田よし子のプロフィール>

- 松木在住●1970年生まれ●八王子市平岡町出身●都立八王子東高等学校卒業
- 青山学院女子短期大学英文学部英文学科卒業
- 2015年市議会議員選挙初当選●現在、文教経済委員会委員、議会運営委員会委員、復興防災危機管理対策特別委員会委員、まちづくり公社諮問委員、保健所運営会議委員
- 家族/夫と子ども3人

なるみゆり
と交代！



政策委員
きだあや
木田 彩



<http://kidaaya.seikatsusha.me/>

見えない害から子どもを守る！

日常生活の中で、化学物質や、電磁波、食品添加物や遺伝子組み換え食品など、見えないけれど知らず知らずのうちに体に取り入れている「害」がたくさんあります。また最近では、小学生からスマートフォンを使うようになり、便利な一方で、依存症やSNS被害、いじめにつながる等、新たな課題が山積しています。新人きだあやは、事務局長として、大人よりも影響を受けやすい子どもを基準とし、予防原則のもと、子どもたちが安心して過ごせる環境を作るための活動を共に進めてきました。私、なるみゆりからのバトンをつなぎ、共に市議会へ提案していきます。

市議会議員 なるみゆり

<きだあやのプロフィール>

- 裏高尾町在住●1981年生まれ●静岡県浜松市出身●専門学校舞台芸術学院ミュージカル部本科卒業
- 2010年～多摩南生活クラブ生協まち八王子北まち委員、たすけあい委員長、消費委員長、まち副委員長など●2014年～八王子・生活者ネットワーク事務局長
- 家族/夫と子ども2人

いつでも
相談できる
助けを求められる
政治に参加できる
学び直せる
情報を得られる

すべての
子どもたちに
安全な食べ物を
学びの保障を
自由に遊べる場所を
安心できる環境を

大事なことは
市民が決める！

すべての人が
認められる多様性
平等に生きる権利を
働く権利を
住む場所を

なくしたい
あらゆる差別・格差・貧困
プラスチックゴミ
平和を脅かす戦争・原発
食品の偽装表示
化学物質

守りたい

八王子の里山とそこにある生命
農ある暮らし
豊富な地下水、きれいな清流
助け合いのコミュニティ
伝統文化
食の安全
平和憲法

私たちはこんなまちを
めざします！

つくりたい

誰でも集える居場所
八王子の資源を生かした地場産業
フード・エネルギー・ケアの地域自給
資源の循環
未来の安心

はつらっ
4コマ
作：なるみゆり



一般質問や
予算・決算審議
などで…

私たちが提案してきたこと

- 空き家の活用
→ 空き家の実態調査開始
- 農あるまちづくり
→ 農地バンク制度の改善、農業と福祉の連携、防災井戸など前進
- みどりの保全 → みどりの保全基金が積み立てられる
- 生活困窮者への対応
→ 生活保護のしおり改定、窓口の対応が改善
- 生物多様性地域戦略の策定
→ 環境基本計画の中間見直しの際、取り組み検討予定
- 性の多様性を認め合う社会に
→ 「同性パートナーシップの公的承認に関する請願」が全会一致で採択
- オスプレイの横田基地配備に撤回を要求
→ 市長宛に超党派で要請書を提出、「オスプレイ配備に関する意見書」を提案し全会一致で可決
- 八王子駅北口マルベリーブリッジの延伸に反対
→ 予算を組み替えて修正案を提案（否決）
- 一般財団法人まちづくり公社のあり方、川口物流拠点整備に問題追及！
- バイオマスエコセンター再稼働に向けた問題追及
- 市街化調整区域の開発＝残土処分事業（川町スポーツパーク）に対する問題追及

等々…ほかにも多数！



安倍9条改憲NO！
全国統一署名に取り組む



ウィークエンドフォーラム
千葉 生活クラブ 風の村 視察バスツアー

その他ウィークエンドフォーラムで とりあげたテーマ

- みどりの天合峰を歩こう
- 八王子版生物多様性地域戦略を作ろう
- デンマークのおはなし
- 八王子空襲のお話を聞く
- 浅川地下壕見学
- 都市計画道路予定地を歩く
- 子どもの貧困を考える

等…



政策ゼミ
保育園の給食実態調査（上）
一般質問づくり（下）



香書について啓発を求めてきた

2018年9月

八王子市議会一般質問

なるみゆり

空き家を活用した住宅制度

八王子市は今年、空きアパートを活用して市営住宅を補完する考えのもと、住宅に困っている方の家賃補助住宅の制度を創設。20戸の家賃補助住宅を創設したが、申し込みがあった16世帯が単身者向け物件に偏るなど、ニーズと課題が見えてきました。

Q 住居の応募には、入居を拒否するオーナーが多いことが課題となっている。孤独死防止など見守りを行う中間支援組織を使った支援の必要性についてどう考えるか。

A 居住支援法人と連携して、見守りサービスや家賃債務保証の制度、亡くなった場合の残存家財対策費用を補償する制度などで拒否感を低減していきたい。

★普及させていく上で、その費用が入居者の負担に乗せられないように要望しました。

Q 家賃補助住宅は、仲介手数料更新料、礼金は必要ないが、敷金は最大3カ月分までかかる可能性がある。低所得者にとってこの敷金がネックになっているのではないかと。

A 今後の入居募集にあたって初期費用を低減するよう賃貸人と交渉し理解を得ていきたい。

Q 市は町会、自治会の協力を得て空き家の実態調査を行っている。この調査の結果をどう生かしていくのか。

A 調査の目的は、空き家の活用を促進し、管理不全を予防すること。データベースを作成するためのデータベースは空き家等対策計画を策定するための基礎資料として活用するほか、町会自治

会等への情報提供や住宅確保要配慮者向けの住宅への登録を勧奨する。

Q 福祉拠点となる居場所、サロン事業など地域で使いたい市民と所有者とのマッチングの仕組みづくりについてどう考えるか。

A 所有者から、地域から要望があれば活用しても構わないという意向が示され、同意があれば町会などの求めに応じて情報提供を行う。

★その他、訪問ヘルパーなど、高齢化に伴って訪問のサービスが増加している中、駐車スペースが不足している問題について、移動・外出支援を行う福祉有償運送の課外について、住民主体で行って取り上げました。

前田よし子

給食やおやつについて

Q 小学校給食では、学校によってはらつきが出ないよう、小学校給食用物資納入規格を定めている。市立保育園については、保育幼稚園課で10園を一括して対応しているため、基準を作る必要がなく、保育園給食物資購入仕様書の中で示している。品質にこだわり安心安全な給食、おやつを提供してくれているのに、情報が保育士や保護者に伝わっていない。

Q 学校給食と同様、市立保育園給食用物資納入規格を作成すべきと考えるがどうか。

A 現在、直営保育園で取り扱う給食用の食材規格を、学校教育部が定める規格等を参考に作成しており、今後公表していく。

Q 公設民営指定管理運営園については、基本協定書の中で、食材の安全性に留意することに加え、

できる限り市立保育園の給食用物資納入規格に準ずる食材を使うことを加えることはできないか。

A 指定管理者と意見交換を行っている。

Q 学童保育所の業務仕様書の中で、おやつについては、食材の安全性への配慮も求めて欲しいがどうか。

A 今後は、衛生管理とアレルギー対応といった、安全配慮に加えて、食材の安全性についてもできるだけ配慮するよう、事業者と意見交換をしていく。

Q 0〜5歳という年齢の低い子どもたちが通う保育園では、純石けんを使ってもいいか。

A 直営保育園では、園児、保育士、給食調理員、用務員がそれぞれ肌の弱い園児や保育士は純石けんを使用するなど、安全性に配慮している。引き続き学校や保育現場の声を聞きながら、安全な石けんを使用していきたい。

Q 公設民営指定管理運営園と学童保育所の石けん使用について、アンケート結果からは、純石けんを使うという意識はほぼゼロであった。市販の薬用石けんや学校用手洗い液体石けん、純石けんの違いを学ぶ機会が必要である。研修などを行い、次のステップとして、基本協定書や業務仕様書の中で、純石けん使用について、基準とともに明記すべきと考えるが、いかがか。

A 保育園、学童保育所ともに基本協定書には石けん使用に関する内容は記載していない。まずは指定管理者と、使用する石けんの安全性について、意見交換を行ってきたい。

★その他、子どもの権利を守る「障がい児の豊かな体験の保障を」として、法に基づいた理念と現状の違いを埋めるべく質問しました。